

2019年6月28日

## グレーゾーン解消制度に係る事業者からの照会に対し回答がありました ～高齢者の買い物支援等のため利用者自らが調達した車両に対する 運転等の役務の提供～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業に関する照会に対して、国土交通省から回答がありました。

### 1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

平成31年4月22日付にて道路運送法に関する規定の適用の有無について照会があり、同法を所管する国土交通省に対して確認を求めた結果、令和元年6月21日付にて回答がなされました。

照会及び回答内容の詳細は、別添の国土交通省の公表内容をご覧ください。

(外部リンク) [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei\\_point\\_fr\\_000015.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_fr_000015.html)

### 2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管省庁は経済産業省、規制所管省庁は国土交通省となります)。

なお、本制度における回答は、あくまで該当法令における取り扱いについてのみ判断したものであり、他の法令等における判断を示すものではありません。

添付:規制所管省庁の公表の写し

※回答内容については規制所管官庁である国土交通省にお問い合わせください。

(本プレスリリースのお問い合わせ先)

商務・サービスグループ サービス政策課 サービス産業室長 宮下

担当者: 中村

電話:03-3501-1511(内線 4021)

03-3580-3922(直通)

03-3501-6613(FAX)

(本制度のお問い合わせ先)

経済産業政策局 新規事業創造推進室長 福本

担当者: 黒藪、太田

電話:03-3501-1511(内線 2536~9)

03-3501-1628(直通)

03-3501-6079(FAX)